

多度津町農業委員会議事録

平成30年9月20日午前8時55分より午前9時20分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波波明美
6番委員	塩入達彦
7番委員	香川篤
8番委員	亀山均
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井井求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	土井 真誠
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

事務局長

皆さんおはようございます。

定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

おはようございます。

きょうはちょっと雨ということで、ここまだ二、三日、四、五日は雨が続くようでございますが、稲刈りの時期になりまして、天候関係も非常に気になるところでございますが、稲刈り中心にまた作業が大変かと思えます。そういう中、委員の皆様方にはご出席いただきましてありがとうございます。

最近では農政のほうも安定しとるようでございますが、どちらかといえば保険関係とか、また研修も事務局のほうが用意して、普及所が薦めているGAPです。どちらにせよ農政、大変な事業に携わっている我ら農業委員会といたしまして、それらに対応して時代に合うたようにと思うところでございます。

それでは早速ではございますが、開会いたしたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は14名全ての委員さんのご出席を賜っております。

次に、本会議の成立でございますが、出席委員は14名中14名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いいたします。

議長

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、署名委員の選出でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。署名委員でございますが、11番の横關委員さん、12番の矢野委員さん、よろしくお願いいいたします。

それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを塩入委員さんよろしくお願いいいたします。

6番委員

おはようございます。

それでは、昨日の小委員会の報告をいたしたいと思えます。

きのう9時、定例の時刻にここへ集まりました。それで、秋山会長、それから大島、土田両職務代理、それから事務局のほうから土井局長、吉田係長がまず集まりまして、今回小委員会で調査すべき案件の説明を受け、それから現地のほうへ向かいました。

(●●委員退席)

事務局

議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番の理由につきましては、譲り渡し人は労力不足としており、譲り受け人は経営規模の拡大となります。

以上1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思えます。特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでございましたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

(●●委員着席)

議長

●●さんが帰られたので、次に進めさせていただきます。

事務局

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、貸し駐車場となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年11月1日、工事完了が平成31年10月1日の予定となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代等で合計1,600万円となっており、資金証明書を添付しております。また、転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当しますが、駐車場用地の場合は協議を行う必要はありません。

補足といたしまして、転用事業者の●●●自身が経営している●●●●への貸し駐車場として転用いたします。主な会社の業種といたしまして、とび

職や土木工事となっております。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、介護施設となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年11月10日、工事完了が平成31年9月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計5,000万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積につきましては1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当いたします。

補足といたしまして、施設の概要といたしましては、多度津町介護保険事業計画に基づいて募集を行い、実施予定者の決定を町より受けました。訪問介護の対象者のうち、状態の悪い患者を宿泊させたり通所させる施設であり、宿泊室9部屋、また施設利用者も多く見込めるため、転用申請に及びました。

以上2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見等ございましたらお願いいたします。

推1番委員 もう2年ぐらい前から●●●●のほうから、売ってくれというて。とりあえず去年だったかな、駐車場の向こう、●●●●の向こうで転用させてもらうて、駐車場をつくって、まだ駐車場も方々の寿町の中でも買っとるし、ばらばら借りてる。そういうなんで、もう2年ぐらい前から売ってくれというんやけど、本人がなかなか、うんと言わない。ようやく今回まとまって、立会もしたんやけど、ほんで解決済みとなって、問題はないということです。

議長 用途地域やけんな。

ほかに皆さんのほうからございませんか。

(なし の声あり)

議長 特段ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、最近、4号、5号関連しとるので、一括提案させていただきます。

マイクロバスとステーションワゴンのほうを利用して、研修先まで向かっていきたいと考えております。

事務局からは以上です。

議長

ということで議事日程、予定していたのは以上でございますが、全体を通して皆さんのほうから何かございましたら。

この閉会后にちょっと時間をいただいて、先月の宿題を機構の宮武さんが来て話があるということでお願いしたらと思います。

全体を通して皆さんのほうから何かございましたら。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、これで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記